

愛媛労働局発表

平成31年2月8日

報道関係者 各位

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 三好 剛史
産業安全専門官 松本 正基
電話 089 - 935 - 5204 (内線 470)**「愛媛災害復旧工事等労働災害防止特別対策」を実施します。**県下で工事施工が本格化される平成30年7月豪雨災害にかかる
災害復旧工事等での労働災害の防止を図るために

愛媛労働局では、本年度から2022年度までの5年間の重点的取組事項を定めた「愛媛第13次労働災害防止推進計画」を策定し、建設業については「2022年までに、死亡者数は過去最少（平成26年）の2人以下に減少させる。死傷者数を2017年と比較して、10%以上減少させる。」目標を掲げ、本年度はその初年度として、増加傾向にある労働災害の減少を図ることを最重点事項としています。

平成30年12月末現在の速報値による平成30年の県下の建設業における労働災害による死傷者数（休業4日以上）は202人で、前年同期に比べ21人増（+11.6%）と大幅に増加しています。特に死亡者数は9人で、前年同期比3人増加（+50%）し、全産業の死亡者（13人）の約7割を占め、平成19年以降で最多（平成18年11人）となっています。（別添1のリーフレット表面下段のグラフ参照）

県下では、本年度末から来年度当初にかけて、平成30年7月豪雨の災害復旧工事及び災害関連工事（以下「災害復旧工事等」という。）が本格的に着工されることが見込まれ、災害復旧工事等による更なる労働災害の増加が懸念されることから、災害復旧工事等による労働災害防止に万全を期す必要があります。

愛媛労働局では、県下で施工される災害復旧工事での労働災害の防止を図るため、「愛媛災害復旧工事等労働災害防止特別対策（以下「特別対策」という。）」を実施することとしました。

- 今般、この「特別対策」の一環（最初の取組）として、災害復旧工事等での労働災害の発生要因を踏まえ重点的に実施していただきたい事項を点検事項とした「愛媛災害復旧工事等労働災害防止特別対策点検表（以下「点検表」という。）」（別添2参照）を使用し、災害復旧工事等の施工事業者に、工事現場毎に安全点検を実施していただくこととしました。安全点検実施により、各工事現場での安全意識の高揚と、把握した問題点の改善による安全管理の徹底を図るもので、併せて初回に実施した点検表は所轄の労働基準監督署への報告をお願いすることとしております。（別添1のリーフレットを活用し、周知を図ることとしています。）

愛媛労働局では、本日、建設業労働災害防止協会愛媛支部及び労働災害防止団体（11団体）、建設関係団体（29団体）に対し要請を行うとともに、建設工事発注機関（31機関）に対し協力要請を行いました。

「愛媛災害復旧工事等労働災害防止特別対策」について

この「特別対策」は、中期的（概ね3年間程度）な期間、県下の各地域での災害復旧工事等の施工状況や労働災害発生状況等に応じ、関係機関等と連携して、効果的な各種の労働災害防止対策を、適宜、適切に、かつ有機的に連携して実施することにより、災害復旧工事等の工事現場での適切な安全管理等の実施を推進し、労働災害の防止を図ることを目的とする対策です。

今般、実施する「点検表」による安全点検の実施目的は前述のとおりですが、初回点検実施分を所轄労働基準監督署に報告いただくことにより、安全点検の実施を確認するとともに、災害復旧工事等の施工状況や、安全管理の問題点等を把握し、有効な労働災害防止対策を実施するための基礎資料とすることも目的のひとつです。

今後の考えられる対策としては、上記で把握した情報や労働災害の発生状況によりますが、愛媛労働局や労働基準監督署、関係機関合同での安全パトロールの実施、地域での災害復旧工事による安全管理上の問題点や労働災害の動向を踏まえた安全研修会等の開催、地域や発注機関をとらえた関係機関と連携による労働災害防止のための協議組織の設立や支援、労働災害発生状況を踏まえたキャンペーン等による周知啓発活動の実施等が考えられます。

○ 本年度の建設業に対する労働災害防止対策について

県下の建設業での労働災害が、平成29年に続き平成30年も増加傾向にあったことから、平成30年5月を重点取組期間とする「建設工事でこれ以上死傷者を出さないための《建設工事ゼロ災害緊急対策》」により工事現場点検と結果による改善等の取組を要請し、県下の約1200の工事現場で点検を実施、点検結果に基づき、平成30年7月1日付けで、経営トップの決意表明による労働災害防止対策の一層の徹底をお願いする「建設業に係る「全国安全週間」に向けた愛媛労働局長メッセージ」を發出しています。

また、増加傾向が継続し、特に死亡者の増加が顕著であることから、平成30年11月16日に「県下の建設現場での労働災害の大幅増加に係る《警報》」（別添3のリーフレット参照）を発令し、安全管理等の徹底を要請しています。

現在、平成31年1月から3月の間、建設事業から死亡災害の根絶を目的とする「建設事業ノーダン運動」（建設業労働災害防止協会愛媛支部主催、愛媛労働局及び公共工事等発注機関主唱）を実施し、関係者による現場パトロール等により労働災害防止対策の推進を図っています。

○ 災害復旧工事等での特別対策の必要性について

県下の建設業においては、近年、人手不足と作業者の高齢化が進行しており、労働災害発生状況を見ると、これらを背景とし、適切な人員配置・作業指示による基本的な安全対策が不十分なことを原因とするものが認められ、労働災害を防止するためには、法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ることが重要であると考えられます。

平成30年7月豪雨災害にかかる災害復旧工事等の施工状況については、愛媛労働局では具体的に施工状況の集約を行っていないものの、これまでに前例がない件数、規模での復旧工事等が必要とされ、早期の災害復旧が求められていることから、本年度末から来年度当初にかけて本格的に工事が着工されることが見込まれます。

災害復旧工事等は、土砂崩壊した場所等一度災害が発生した場所での作業が多く、作業場所が狭隘な場合も多い等、工事自体の労働災害発生リスクが高いものと考えられます。

また、災害復旧工事等が地域で集中的に実施されることにより、建設現場においては、

なお一層の管理者・技術者、作業員、機械や資材の不足が懸念され、災害復旧等工事現場での安全管理が適切に行われなければ、これらを要因とする労働災害発生リスクが高まり労働災害の大幅な増加が懸念されます。

これらの状況から、愛媛労働局では、県下各地区での状況に応じ、関係機関との連携を図り、適宜、効果的な対策を実施することで、県下で施工される災害復旧工事での労働災害の防止を図るため、「愛媛災害復旧工事等労働災害防止特別対策」を実施することとしたものです。

別添資料

- 1 リーフレット「愛媛災害復旧工事等労働災害防止特別対策を実施します」
- 2 「愛媛災害復旧工事等労働災害防止特別対策点検表」
- 3 リーフレット「《警報》県下の建設現場での労働災害の大幅に増加!!」(平成 30 年 11 月 16 日発令)